

平成 2 8 年 度

市 民 環 境 部
定 期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

1 監査の対象

市民環境部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成28年8月31日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

市民環境部	市民活動支援課	平成28年10月11日	午前9時から
〃	戸籍住民課	平成28年10月11日	午前10時30分から
〃	環境推進課	平成28年10月11日	午後1時15分から
〃	国民健康保険課	平成28年10月11日	午後2時45分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計の下記項目について、市民環境部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「平成27年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

【市民活動支援課】

【戸籍住民課】

【環境推進課】

【国民健康保険課】

なし

5-① 「委託契約（一般委託）（予定）調書」

5-② 「委託契約（工事関連委託）（予定）調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「工事請負実施（予定）調書」

8 「公有財産購入に関する調書」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

11 「滞納状況調書」

14 「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」

16 「郵便切手受払状況」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成28年8月31日現在における市民環境部から提出された一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果、関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手については、国民健康保険課、戸籍住民課において所有しているが、保管枚数と受払簿に相違なく、適正に管理されていた。現金出納については、戸籍住民課において関係諸帳簿と照合し適正に行われていることを確認した。

(2) 事務・事業の執行状況

市民環境部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。
なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

市民活動 支援課	事務 事業	特になし
戸籍住民課	事務 事業	特になし
環境推進課	事務 事業	特になし
国民健康 保険課	事務 事業	特になし

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成27年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

【市民活動支援課】

《指摘要望事項①》

①交通安全対策費の通学路整備工事については、安全確保からも早期完成を目指していただきたい。

《対応措置の内容》

◆平成 27 年度実施状況

通学路安全点検などにおいて、要望された箇所すべての執行を完了した。

【現年分 13 件、16 箇所】【繰越分 7 件、5 箇所】

◆今後について

平成 28 年度も引き続き、通学路安全点検で要望された箇所について重点的に取り組み安全対策を講じていく計画である。

笛吹市通学路安全推進協議会開催（10/3）後に関係者による現場点検を行なう。

《指摘要望事項②》

②なごみの湯の運用については、来年度に向けて、再検討されたい。

《対応措置の内容》

◆これまでの状況

平成 18 年度から 25 年度まで指定管理者制度による導入で「㈱富士急ビジネスサポート」が管理していた。

26 年度からの管理運営は、市直営となり 27 年度までの 2 年間は、その所管を市民活動支援課としていた。

◆今後について

平成 28 年度からは、市民の健康増進及び高齢者の福祉増進を図る観点から、当施設を福祉施設として位置づけ、所管を福祉総務課として、管理運営している。

また、笛吹市公共施設等総合管理計画により、今後施設のあり方を検討していく。

【環境推進課】

《指摘要望事項①》

ごみの減量化の取り組みのひとつとして、平成 28 年 10 月から指定ごみ袋の有料化の導入が検討され進められているが、料金や行政から区長、区長から区民への説明を徹底していただき来年度実施に向けた準備をお願いしたい。

《対応措置の内容》

●ご指摘いただいた市民への有料指定袋導入に関する説明について、笛吹市の広報誌やホームページはもとより、説明用のビラの全戸配布や新聞折込等も活用しながら、十分に市民へいきわたるように周知活動を行いたいと考えております。

H27 年度の有料指定袋導入時期から今年度当初も、各区長会、各環境指導員さんへ有料指定袋に係る説明を行い、現在も各地区の説明会・小中学校等でも繰り返し説明させていただいている状況でございます。

来年度、笛吹市民が戸惑うことがないように準備していきたいと思っております。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）について、今回はなかった。